

農用地区域除外の申し出における連絡事項・注意事項

- ・農振除外とは、個々の申出に対する審査を経て農業振興地域整備計画の変更を行うことです。
- ・追加書類や追加説明等をお願いする場合がありますが、同時期に提出された申出のうち1つでも遅れが出ますと全体の審査の遅れとなります。ご協力をお願いいたします。
- ・申出の前に必ず農業委員会事務局に農地転用や農業者年金等をご相談のうえ、申出してください。農地区分の確認には1週間以上かかる場合があります。
- ・開発行為をはじめ、事業完了に必要な許認可については、許認可の見込みを確認してください。見込みがない場合は受け付けできません。
- ・除外申出書の標準的な処理期間（農振除外が完了するまでの期間）は、8～9ヶ月ですが、関係機関の協議により、さらに時間がかかる場合があります。
- ・受付により除外が保証されるわけではありません。協議により除外が不可となる場合もあります。
- ・地域計画に位置付けられている農用地を農振除外したい場合は、先に地域計画から当該農用地を外す手続き（地域計画の変更）が必要です。 **裏面参照**

地域計画に位置図けられている農用地について

※このページは、農振除外したい農用地が地域計画に含まれない場合、参照不要です。

- ・地域計画の変更は、地域における協議や公告・縦覧などの手続きが必要なため完了までに3～4か月程度かかる場合があります。
- ・なお、内容に疑義があり地域における協議が整わない場合や、公告・縦覧期間中に意見が提出された場合は、地域計画の変更に時間を要します。
その場合は、農振除外の手続きが大幅に遅れる可能性があります。
- ・受付により地域計画の変更が保証されるわけではありません。協議により不可となる場合もあります。
- ・地域計画が変更されても、農振除外が必ず認められるわけではありませんので、ご注意ください。